



今村 弘志議長

ここが聞きたい!! 一般質問

皆様の生活にかかわる
大切な内容について、

市議会議員が市に対して質問を行います。

12月定例会では、13人の議員が一般質問を行いました。

(令和7年12月9日から12月11日まで実施)

◆一般質問とは…

市政全般について、市の執行機関に対し事務の取組状況や予算の使い方、市の将来に対する考え方などについて議員が質問を行い、市長や部長などが答弁をします。

◆質問事項はどうしているの？

質問事項については、議員個人が日々の活動の中で収集した情報や問題意識を、市の一般事務の範囲内において議員個人が自由に決め、市の見解を求めます。

◆質問の制限時間は？

12月定例会においては、議員1人当たりの持ち時間（答弁を含む。）を60分として質問を行いました。

◆一般質問の順番について

一般質問は、議長の許可を得て、質問することができます。質問の要旨を定められた期間内に議長へ文書で通告した順番となります。

◆一般質問資料の投影について

令和5年3月定例会から、議会ICT化の取組として、インターネット中継及び議場内のマルチビジョン等で資料の投影を行っています。

今議会では、1名の議員が資料の投影を実施しました。写真や画像を映すことによって、質問の内容をよりわかりやすく示すことができます。

10ページ下段の志木市議会インターネット中継から一般質問の様子をご覧いただけます。



一般質問



天田 いづみ



義務教育学校について

渡り廊下の安全性の確保について、再三議会でも取り上げてきたが、義務

教育学校の渡り廊下設置に伴う道路部分、市道部分の安全性については、児童生徒の保護者から、また、通行者からも、やはり心配であるという声が寄せられている。

これまで教育委員会からは、警備員の配置や防犯力メラの設置などの安全策を講じていくと何度も説明を受けてきたが、やはり市道と交差することになるため、さらなる何らかの安全策を講じるべきであると考えるが、実施設計の完成がもう間近になってきたこのタイミングで、改めてどのように考えているのか伺う。

◎教育政策部長
市道と交差する(仮称)コミュニティウォーターや(仮称)HEICOスクエアについては、法令を遵守することは

もとより、児童生徒、教職員などが安全で効率的に行き来ができるよう検討しており、門扉・塀など施設の面で安全性を確保するとともに、防犯カメラの増設や警備員の配置を考えてきたところである。

さらに、児童生徒の安全性をより一層高めるために、(仮称)コミュニティウォークと交差する市道を、学校用地とするなどを担当部局に要請し、現在、学校用地とする方向で協議を進めているところである。



上野 琢磨

香害について

香害は、合成洗剤や柔軟剤、香水などに含まれる合成香料によって、様々な健康被害が生じることを言い、主な症状は、頭痛、吐き気、目まい、息苦しさ、せき、動悸などが挙げられる。香りが強く、長持ちする製品の普及により、国民生活センターには相談が寄せられ、特に柔軟仕上げの香りに関する相談が多くなっている。

香害や化学物質過敏症への対応といふのは、周りの人々の配慮がないと成り立たない。まず、香害や化学物質過敏症があるということを認識することが大切である。

現在、市内の小中学校では、香害や化学物質過敏症について周知がなされているのか、また、現状、香害や科学物質過敏症について生徒や保護者から



◎教育政策部長

柔軟仕上げ剤の香りや抗菌消臭剤の成分等によって「せきが止まらない」「頭痛や吐き気がする」等の体調不良になる香害や化学物質過敏症で香りに苦しむ人がいることについて、理解を深めることが大切であると認識している。香りの感じ方には個人差があり、自分にとつては快適でも、他の人にとつては、不快に感じることもある。そのため、特に人の集まる場所では、周りの方に対する配慮として、香りに関するマナーを向上させることが必要である。教育委員会としては、市内小中学校へ、香害について国や県が作成した啓発ポスターのデータなど、香りの工チケットに関する情報を提供し、教職員や児童生徒等への啓発に活用するよう周知している。啓発ポスターを校内に掲示し、保健だよりに掲載するなど、香害や化学物質過敏症に対する教職員や児童生徒、保護者の理解促進に努めている。保護者から香害に関する相談を受けたことはなく、化学物質過敏症を発症した児童生徒もいないが、引き続き、児童生徒が安心して健康かつ快適に学校生活を送れるよう、香害や化学物質過敏症に対する理解促進に向けた取組を推進していく。

●志木市の保育政策の目的と効果について
○他の質問項目

●新複合施設について
○他の質問項目

●教育施策について
○他の質問項目



小池 真由美



防災対策について

◎総務部長

本市で避難所が開設された際は、障がい者や高齢者、乳幼児や妊産婦、医療的ケアを必要とする方など、要配慮者に対して和室や空調設備のある部屋等を福祉避難室として優先的に割り当てることとしている。

また、妊娠婦や乳幼児にミルクを使用することを想定し、お湯や哺乳瓶を衛生的に利用できる環境に配慮するとともに、女性のみの世帯や乳幼児連れ世帯の専用スペースの確保が可能であれば、着替えや授乳場所、物干しスペース、女性専用のトイレや入浴施設などの優先的な確保に加え、女性専用の相談窓口を設置することとしている。

乳幼児用の簡易ベッドについては、乳幼児連れ世帯がためらうことなく避難し、乳幼児の安全確保や健康を守ることができることからも、近隣自治体の備蓄状況を踏まえ、備蓄について検討をしていく。

本市では災害時に備え、大人用簡易ベッドを導入済みで、避難所生活の快適性向上に取り組んでいるが、乳幼児を含む子育て世帯の避難環境については全国的に課題が多く、本市でも専用の備蓄や設備は十分とは言えない状況である。乳幼児は体温調節や体力が未熟であり、環境変化や衛生面の影響を受けやすいため、避難所での安全かつ快適な睡眠環境の整備は特に重要であり、乳幼児用に設定された簡易ベッドや安全スペースの導入が必要である。

また、折り畳み式アルミフレーム型ミニベビーベッド、プラスチック製ストラップベッド、転落防止ガード付ベビーベッド、ベビーサークル/プラス防水マットによる乳幼児専用スペース、これらは転落防止衛生管理の容易さ、耐久性、耐水性、安全性の確保など点で大人用ベッドとは異なる乳幼児専用の価値があり、授乳、おむつ替え、

その他の質問項目

- 乳がん検診について
- 児童虐待の現状と対策について
- 児童・生徒の安全確保に向けた学校の取組について



田畠 寛治

共同親権を想定したことの もの養護・監護について



昨年5月に民法のいわゆる家族法と呼ばれる部分が改正され、令和8年4月1日から新しい民法によってようやく日本でも選択的共同親権が実施されることになった。この先進国では、ごく当たり前の共同親権というものが、昨年9月の一般質問でもお話をさせていただいたが、子どもの親権つまり養育権や監護権を両方の親が持つという親の権利ではあるが、それ以上に大事な趣旨としては、両方の親から養育や監護を受けられる子どもの権利で、それに対応する両親の義務を法的に設定するものである。

長らく日本では、単独親権が法的に、社会的に当たり前とされてきた歴史もあり、共同親権という概念が社会に受け入れられるようになつていないのでないかと危惧している。離婚後に子どもに会えないというのではなくての苦痛である以上に、

その他の質問項目

- 新複合施設建設地（空き地）の有効活用について
- 朝霞地区一部事務組合について

子どもにとつて計り知れない心の負担が生じると想定される。そのための共同親権、離婚後も親子交流を常態化させることができるものとして認められるべきで、そのような常識が社会に浸透することを切に願う。

直接的には戸籍や住民票に関わる業務、教育、保育の現場、それらを支援する部署、福祉や市民生活の部門にも関連してくると思うが、市民に向けて今までの親中心の考え方から、本来子どもが有する権利をどうやって保護していくのか、来年4月1日からの民法改正による共同親権の実施に向けた、市の準備状況を踏まえた見解を伺う。

◎子ども・健康部長

「民法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日に施行されることにより、離婚後の共同親権の選択が可能になる。現在のところ、国や県から市に対して具体的な対応などについての通知は示されていないが、本市の準備状況としては、市ホームページに法務省が作成したパンフレットや動画のほか、主なポイントを掲載して周知に努めているところであり、引き続き国や県の動向を注視していく。

その他の質問項目

外国人の生活保護 受給について



岡島
貴弘



加していくのではないかと感じるため、今後の考え方について伺う。

本市で生活保護を受給している外国人は、現在16世帯18人であり、若干減少傾向にある。これらの世帯の令和6年度の医療扶助・介護扶助を除いた生活保護費は、世帯及び人数の減少同様、約2,200万円と減少しているが、保護費の減少要因は世帯数及び人数の減少に加えて、就労世帯数が増加したことによると考えている。

脳脊髄液減少症について



阿部竜



提供、早期対応ができればと考える。学校現場でも、児童生徒、保護者からの相談への情報提供や教職員間での情報共有が大事と考へるが、所見を伺う。

外国人の生活保護受給について、平成29年6月の一般質問では過去5年で横ばい状態との答弁があったが、その後の変化や今後の対応について伺う。

一般国民に対する保護に準じて必要な保護を行つたが、70年もたつているのにそれを準用している状況であり、見直すべきであると考えるが、本市の在り方をどう考へているか伺う。

きた場合、生活保護を受給できない外国人は生活保護を受給できる自治体に移住していくと思われる。そうなると、支給を続ける自治体の負担が大幅に増

必要な保護を行うこと」と示されている。保護の対象となる外国人は、適法に日本に滞在をしている永住者や定住者などに限られることから、外国人からの生活保護の申請があつた際は、在留カードの提示を必ず求めるなど、適正な保護の実施に取り組んでいく。

今後も外国人に対する生活保護の対応については、引き続き国の定める基準に沿つて実施していく。

外国人に対する生活保護の対応については、生活保護法や旧厚生省社会局長通知等に基づき実施しており、それらの通知等には、「生活に困窮する外国人に対しても、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必

減少に加えて、就労世帯数が増加したことによると考えている。

- 職員の働きやすい環境づくりについて
- 避難所の考え方について

その他の質問項目

があるため、広報やホームページで周知できないか、周知策について伺う。

その他の質問項目

- 職員の働きやすい環境づくりに
- 避難所の考え方について

康相談を受けた場合に、基本的な情報

- ケアラー支援について
- 小中一貫教育について
- 不登校特例校設置について

1

- ケアラー支援について
- 小中一貫教育について
- 不登校特例校設置について

1



吉澤 富美夫



本町通りについて

◎市民生活部長

本町通りのにぎわいづくりについて、現在は点として存在するが、それが面と広がり、線として回遊につながるために、3つの視点から質問する。1つ目が、麺のまち志木という新たな食ブランドづくりについて、市内には老舗の中華料理店等、質の高い麺類の名店が多く、低価格で楽しめる点で回遊性を高めやすく、飲食店と連携したスタンプラリー等、食を軸としたにぎわい創出に取り組むことで、新しい内外動線を生み出せるのではないか。

2つ目は、カバルはまちづくりの中的な資源として、志木駅周辺で観光資源として活用する価値があり、カバルを用いた景観整備や回遊促進策についてどのように考えているか伺う。

3つ目は、高校生など若い世代は、駅の利用をしているだけで、潜在的な来街者層が十分に生かされていない。高校生が地域イベントを企画段階から

担える参加制度店とのコラボ試作などを実施することで、若い世代をまちづくりの主体としてどのように位置づけ、施策を開展していくのか伺う。



鈴木 潔



上下水道事業 広域化について

的なる統合・広域化を目指すため、県内を地域ごとに区分し調整を開始しており、本市は、近隣市町計7団体で構成されるブロックに属している。これまでもブロック内で協議を重ねてきたが、事業者ごとの対応状況や広域化に対する意識の違いから、現時点では、事業の統合や広域化にこだわらず、発注業務や指定工事の指定の共同化などの研究を進めている。

一方、下水道事業についても、荒川右岸流域下水道において、汚水処理の共同化が実施されているが、自治体同士の統合や広域化といった見込みは現在立っていない。

上下水道を取り巻く状況は、人口減少により経営が厳しさを増している市町村の上下水道事業について、国土交通省は複数の自治体による統合・広域化を国主導で進める方針を固め、来年度、新たな補助制度を創設し、数十万人規模や県単位で統合・広域化を促すとあるが、志木市の現状と今後の動向について上下水道部長に伺う。

◎上下水道部長

報道されているところによると、国が統合や広域化を促すため、事業区域内の人口が一定数以上に達した場合に施設整備時の補助金交付などの案が検討されているということです。県にも確認したところ、現時点においては、報道以上の具体的な情報は有していない



- スズメバチ対策について
- 8050問題に対する市の支援体制について

その他の質問項目

- 8050問題に対する市の支援体制について

一般質問



高山 優太



上下水道事業について

○上下水道部長

スとして活用し、企業広告料を原価補填に活用することができないか。
また、原価割れの原因と課題の受け止め、さらには値上げ以外の財源確保の必要性についての見解を伺う。

上下水道事業は、原則として独立採算制での経営が求められ、人口減少に伴う有収水量の減少のほか、管路老朽化や更新需要の増加など、将来的な収支バランスの確保が大きな課題となつていて。有収水量向上や料金改定のみならず、自主財源の確保に向けた取組も検討していく必要があると考える。

近年、マンホール蓋は、「デザインマンホール」など、広告媒体としての活用が全国的に進んでいる。本市は、既に、デザイン蓋やマンホールカードが存在しており、本市でも駅周辺や市役所周辺など、人通りやにぎわいのある中心地にマンホール蓋広告の導入を検討でききないか。

また、独立採算制に基づき、本市のペットボトル飲料水「水輝」について、現在、営業収益には結びついていないことから、ペットボトルラベルの一部を、マンホール蓋と同様に広告スペース

●不登校対策について

その他の質問項目

志木の恵水「水輝」のラベルの広告掲載については、広告変更によりラベルを改版した際には、製造コストが上昇につながるといったことも懸念される。昨今の材料費や人件費の高騰に伴う製造コストの上昇により既に原価割れが生じている。懸念材料等を踏まえつつ、水道事業のPRと災害時用の備蓄飲料水とするという水輝に係る初期の目的を担保しながら、現状における販売等の採算面も含め今後、適正な販売価格について判断していく。

病児・病後児保育の現状と課題について、市内で病児・病後児保育を実施している施設の稼働状況や利用実績はどうなっているか。また、整備が進められている病児・病後児保育園の建て替えにおいて病児・病後児保育室を併設する考えはあるか伺う。

突然的な体調不良への対応とお迎えサービスの導入の可能性について、突発的に園児が発病した際の待機状況や看護体制はどうなっているのか、保護者への就労継続を支援する観点から、搬送支援の仕組を今後導入する考え方を伺う。

●公共施設予約システムについて
●SNSや動画を活用したシティプロモーションについて
●SNSや動画を活用したシティプロモーションについて
●中心市街地活性化基本計画に基づく事業状況や空き店舗について



河野 芳徳



保育環境の充実について

○子ども・健康部長

病児・病後児保育の状況は、民間保育園が2園あり、令和6年度の利用実績は、病児・病後児保育が可能な施設「元気キッズ志木柏町園」では、年間利用者数が延べ90名で、病後児保育が可能な施設「ステラ志木宗岡保育園」では、年間保育者数は延べ1名である。

課題となる看護師の配置等は、保護者が安心して就労できる環境の確保に向け、北美保育園での病児・病後児保育の実施に向けた準備を進めている。突発的な発熱への対応は、保護者に迎えを要請し、保育士が園児に付き添い、医務室等で待機している。

病児保育のお迎えサービスは、突発的な発熱等があつた園児を、病児保育の実施施設へ搬送するサービスで、県内では病児保育の機能を持つ2か所の施設で実施され、利用実績は令和6年度3件である。サービス実施施設は、医療機関に併設され、受入れ体制も充実しているため導入については、二一ズ等を見極め慎重な判断が必要と考え、まず北美保育園での病児・病後児保育の実施に向け、準備を進めていく。

その他の質問項目

その他の質問項目

その他の質問項目



古谷 孝



福祉施策について

障がい福祉サービスの充実に向けた公営運動施設使用料の無料化について、福祉政策の総合的な方針について伺う。経済的支援の後退と活動支援サービスの負担軽減とのバランスを総合的な福祉政策として、どう再構築し、市民の安心を確保していく考え方。

施設使用料について、近隣の多くの市や隣接する朝霞市、新座市が、障がい者の施設使用料を無料とする中、本市では使用料を3割引きとしている背景と、周辺自治体の状況に対する市の認識を伺う。重度心身障害者手当の減額による市民の負担増という現在の状況に鑑み、市民の健康増進と社会参加に直結する施策として、公営運動施設の個人の使用料について、直ちに無料化の検討を実施する考えはあるか。

無料化実現に向けた取組について、無料化を仮に実施するに当たり、予想される具体的な財政的課題及び事務手

続上の課題について、どう分析されているか。これらの課題に対し、近隣自治体の成功事例を参考に、どのように報告し、無料化を早期に実現できる可能性があるのか。市民の健康を保障し、社会参加を支援するため、福祉施策としての優先度を最上位に置き、具体的なスケジュール感を持つて取り組んでもらいたいが、見解を伺う。

◎福祉部長

本市では障害者手帳を所持している方は、市民体育館及び秋ヶ瀬スポーツセンターの利用料について30%の減免となっている。運動施設の使用料無償化は、身体障がい者に対して、社会参加の促進や健康保持の一助になると見えている。一方、受益者負担という視点も大切であると考え、総合的に判断する必要があると認識している。

無償化に向けての課題として、市では指定管理者の収入源であることを踏まえた、財政的な調整を図ることや、窓口での本人確認等の手続、システム改修なども必要となってくると考えられる。また、福祉施策としては、運動施設に限らず社会教育施設なども必要と考えるため、総合的に判断していく必要があると考える。

○その他の質問項目



中村 智紀

未熟児・医療的ケア児養育医療について

未熟児・医療的ケア児養育医療の現状と今後について、既に未熟児養育医療給付制度を行っている。発育が未熟なまま出生した赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合、医療費の自己負担分を市が保護者に代わって支払う制度としている。低出生体重児及び医療的ケア児を持つ保護者に対して、出産後どのようなケアをしているか広く知つてもらうために質問する。

事業報告書によると、令和2年度以降の5年間で、市で生を受けた低出生体重児及び医療的ケア児について医療給付数は、令和4年度は23件、令和5年度は22件、令和6年度は27件となっているが、内訳を伺う。

○子ども・健康部長

未熟児養育医療費給付申請の過去の申請件数は、毎年20数件程度の申請があり、内訳については、毎年、未熟児



及びその他の入院治療を必要と認めた者が、それぞれ10件前後で推移をしている。また、医療的ケア児の人数は、令和7年4月末現在、0歳から18歳までの17名を把握しており、うち未熟児の件数は3名である。

未熟児のいる家庭には、未熟児訪問指導を行い、母子の健康状態を確認し、適切な養育指導を行っている。医療的ケア児のいる家庭には、今年度から新たに志木市医療的ケア児在宅レスパイト事業などを実施し、医療的なケアやその家族の介護負担の軽減を図り、地域の方々との交流の場を設けることで、総合的かつ包括的な支援を展開している。さらに、医療・保健・福祉・教育などの関係機関で構成された医療的ケア児支援プロジェクトの会議を定期的に開催し、出生時から医療的ケアが必要であると判明した際は、担当課と情報交換を行っている。特に保育園の利用が必要な場合は、事前に枠を確保し優先的に利用できるよう配慮している。

引き続き、未熟児と医療的ケア児のいる家庭の状況を把握するとともに、医療機関を含む関係機関と情報共有を図り、サポート体制を整えていきたい。

○その他の質問項目

●防犯施策について
●終活の支援について
●インクルーシブ教育・手話教育について
●小中一貫教育・義務教育学校について
●移住政策・定住政策について

一般質問



安藤 圭介



災害時の取組について

災害時、市民に対して情報を共有し、不安を軽減する取組について市民の安全・安心を確固たるものとするため、LINEを活用した災害情報の発信強化と、市民からの現場情報を収集する双向システムの構築について、導入を検討していくか伺う。

また、災害時自動架電システムへの登録はどのような手法を用い、周知広報活動をどう実施しているか、システムの効果的な運用及び避難行動要支援者名簿の登録者数は何名で、災害発生時にシステムによる情報伝達以外に行政、消防、地域の支援者が連携して実施しているか伺う。さらに、避難行動要支援者への確実な支援体制の構築について、地域の自主防災組織、民生委員などで避難行動要支援者の実動訓練を実施することは可能か伺う。

- 小中一貫教育について
- 不登校対策での取組について



議会インターネット中継について



ご利用には別途通信料がかかりますので、Wi-Fi環境下でのご利用を推奨いたします。アクセスマネジメントによっては、中継をご覧いただけないこともありますのであらかじめご了承ください。

[志木市議会インターネット中継▶](#)



令和4年9月定例会から議会インターネット中継を再開しています。

本会議の開催中はライブ中継を視聴できますので、定例会の様子をご覧いただけます。

ライブ中継には字幕表示がご利用いただけます。ご利用の際は、ライブ中継時に「字幕表示あり」を選択してください。字幕表示は、AIによる音声認識技術により自動で生成されるため、正確な表記ではない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、過去の定例会（平成26年6月定例会から令和元年12月定例会まで、及び令和4年9月定例会以降）の録画配信もしておりますので、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

次回の令和8年3月定例会の会期日程（案）は、12ページをご覧ください。

◎ 総務部長 市では、気象警報の発表と解除の情報や、震度3以上の地震情報をメール配信サービスで配信している。LINEアプリでは、災害情報をプッシュ配信することや、災害避難場所検索や安否連絡ができるなど、様々なサービスがあることから、災害情報発信のツールとして活用の可能性を探つていただき。

災害時自動架電システムは、風水害等による高齢者等避難や、避難指示情報を電話で提供するもので、災害発生のおそれのある場合、事前に登録された電話番号へ一斉に架電するシステムで、高齢者が集まる場での体験会を通じて周知し、令和8年2月からの運用開始に向け準備を進めている。

避難行動要支援者名簿は、災害時の警察や消防の救助活動、民生委員・児童委員、町内会による安否確認などの支援活動が迅速に行えるよう整備し、現在約1万人の情報が登録されています。そのうち、個人情報の提供等に同意された方には、個別避難計画を作成しており、安否確認や避難支援、防災訓練や見守り活動などの支援活動に活用してもらいたい。